令和７年度事業計画書

自　令和７年　４月　１日
至　令和８年　３月３１日

東京都中央区銀座２丁目 14 番２号　銀座ＧＴビル

一般財団法人　日本ダム協会

令和７年度事業計画書

目　次

Ⅰ．概　　況

１．ダム事業をめぐる諸情勢　　・・・・・・・・・１

２．令和７年度事業の重点項目　　・・・・・・・・　３

Ⅱ．個別事業計画

１．ダム工事総括管理技術者認定事業　　・・・・　４

２．研修会・講習会の開催　　・・・・・・・・・・　６

３．調査研究事業の実施　　・・・・・・・・・・　７

４．出版物の刊行・情報の発信　　・・・・・・・・　８

５．ダム建設功績者の表彰　　・・・・・・・・・　10

６．ダム関連機関、活動への参加・協力　・・・　11

令和７年度事業計画書

Ⅰ．概　況

１．ダム事業を巡る諸情勢

近年、気候変動の影響もあり、世界的に異常気象が頻発し、豪雨や干ばつなどの自然災害が多発しており、我が国においても、洪水や渇水が頻発している。令和 6 年 7 月 23 日から 26 日にかけて北日本を中心に大雨となり、総降水量は山形県で 400 ミリを超え、平年の 7 月の月降水量を大きく上回る記録的な大雨となった。

また、能登半島では「令和 6 年 9 月能登半島豪雨」が発生し、9 月 21 日から 23 日にかけて石川県能登半島で震災被災地に大きな被害をもたらした。

このような自然災害から国民の生命と暮らしを守り、経済活動の確固たる基盤を維持するため、防災・減災の観点に立った社会資本の整備がきわめて重要となっている。

なかでもダムは治水のみならず、水資源の確保、エネルギーの確保など多面的な機能を持つ基礎的社会資本であり、安全・安心な生活を守り経済活動を支える不可欠な社会基盤である。ダムの効果は将来にわたって発揮されるものであり、長期的な視点に立った着実な整備が必要である。平成２９年には今後のダム事業について「ダム再生ビジョン」が策定され、既存ダムを有効活用する方向が示された。政府全体でも、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、利水ダムを含めた全てのダムを対象として、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年１２月）を策定した。

また、揚水発電も含めて水力発電は、再生可能でクリーンな純国産エネルギーで、しかも量的にも期待できる優れたエネルギー源であることから、水力発電の一層の活用が望まれる。わが国は２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言したが（令和２年１０月）、国土交通省では、令和４年９月から、ダムを活用し、「治水機能の確保・向上」、「カーボンニュートラル」、「地域振興」の３つの政策目的の実現を図る「ハイブリッドダム」の取組を進めるための官民対話を開始した。そのひとつとして発電機の新増設のモデルダムでの公募が令和６年１２月に湯西川ダムで、令和７年１月に野村ダム、尾原ダムで開始された。

一方、途上国での人口の増大と地球規模での温暖化により、水資源の確保が世界的課題となっており、電力需要の増大に対応する水力発電への期待も大きい。これまで培ってきた我が国の優れたダム技術を活用し、途上国を中心に世界のダム建設に協力し、貢献していくことも重要である。

当協会は、以上のような認識に立って、関係機関と緊密に連携しながら、各種の活動を通じ、ダムの役割とダム事業の重要性について、広く一般の理解を求めるとともに、ダム施工技術のより一層の向上に寄与していく。

２．令和７年度事業の重点項目

令和７年度は、次の項目を重点に事業を実施する。

① ダム施工技術の向上

ダム施工技術の継承・発展とコスト縮減などの要請に応え、ダム施工技術者の技術力の向上に資するべく、「ダム工事総括管理技術者認定事業」を実施するとともに、「ダム工事技術者研修」及び「ダム施工技術講習会」を開催する。なお③の「第４５回ダム建設功績者表彰式」と併せて「第３９回ダム工事総括管理技術者認定証授与式」を行う。

また、ダム建設技術の一層の向上を目指して、施工者としての立場から、ダム建設技術の課題について、「施工技術研究会」において調査研究を行う。

② 情報発信の強化

ダムに関する情報を提供するため、「月刊ダム日本」を発行する。

また、一般の方を対象に広く情報を提供するため、インターネットを活用してホームページを運営するとともに、ダム起業者等にも活用されている「ダム便覧」の改良に努める。

さらに、「ダムマイスター制度」を継続するとともに、Ｗｅｂおよび浦山ダム、日吉ダムに開設した「ダム博物館」について、その適切な運営に努める。

③ ダム建設功績者の表彰

永年にわたりダム建設に貢献された個人・団体をダム建設功績者として表彰し、その労に報いダム建設の促進を側面より支援するため、本年１２月１日に「第４５回ダム建設功績者表彰式」を開催する。

④ ダム関係機関・活動への協力

「第４９回『水の週間』記念行事」に、実行委員会の主たるメンバーとして参加し、国民の「水」に対する関心と理解を深める。

また、一般社団法人日本大ダム会議、一般社団法人ダム工学会等の活動に協力する。

Ⅱ．個別事業計画

１.ダム工事総括管理技術者認定事業

「ダム工事総括管理技術者認定事業」は、昭和６２年３月に建設大臣（現・国土交通大臣）の認可を得て創設し、平成４年３月に小規模ダム工事総括管理技術者の資格を創設するなどの経緯を経て、継続して実施してきた。その後、政府において行財政改革の一環として公益法人による行政代行的行為の見直しが進められ、平成１３年３月の建設業法施行規則の改正により、建設工事に従事する者の技術等の向上を図る上で奨励すべき事業として法的な位置づけがなされるとともに、事業内容についても、小規模ダム工事総括管理技術者認定試験の廃止などの変更を行った。

さらに、政府の行政改革推進本部が、公益法人が行うすべての行政代行的行為について国の関与を全面的に見直した結果、国の関与は平成１７年度限りで廃止することとされ、認定事業も他の同種事業と同様、国の関与は平成１７年度限りで廃止された。

これを受けて、平成１８年度からは事業内容を見直した上で、新たな枠組みの下で認定事業を実施してきており、ダム工事の適正な施工のため必要不可欠な資格認定制度として重要な役割を果たしてきている。

令和７年度は、以下の予定で認定事業を実施する。

1)　試験実施の公示

３月７日　令和７年度試験の実施に関する公示

2)　１次審査

５月３０日　多肢択一試験及び小論文試験

3)　２次審査

８月２８日、２９日　論文試験
１０月１日、２日　口頭試験

4)　３次審査

１０月２２日～２４日　現地見学及びグループ討議試験

5)　ダム工事総括管理技術者の新規登録

令和７年度の新規登録を１１月１日付けで行う。

6)　ダム工事総括管理技術者の認定証授与式

令和７年度のダム工事総括管理技術者認定試験合格者に対し、認定証を授与するため「第３９回ダム工事総括管理技術者認定証授与式」を１２月１日に開催する。

7)　ダム工事総括管理技術者の知識及び技術の維持に係る講習会

令和２年度に新規登録又は登録更新したダム工事総括管理技術者及び小規模ダム工事総括管理技術者の知識及び技術の維持、向上を図るため、９月１２日と９月２６日に講習会を開催する。

8)　登録の更新

７)の講習会を受講した者について１１月１日付けで登録を更新する。

9)　ダム工事総括管理技術者会への支援協力

「ダム工事総括管理技術者会（ＣＭＥＤ会)」が資格技術者集団としての力を十分に活かして諸事業を行えるよう、同会を支援するとともに、同会の事業に協力する。

２．研修会・講習会の開催

1)　ダム工事技術者研修の開催

本研修は、ダム工事技術者としての総合力形成をめざすとともに、施工計画作成の基本的な能力の向上を図ることを目的とする。具体的には、ダム工事に従事する中堅技術職員、建設コンサルタント会社等でダムに関する技術業務に携わる職員、行政関係の職員を対象に、ダム事業最前線で活躍する講師陣が、少人数制で分かりやすい講義を行う。

令和７年度も前年度までと同様に１月に開催して集中的な講義とする予定であるが、より受講しやすい環境構築を目指し、他の方法も検討する。

2)　ダム施工技術講習会の開催

「ダム施工技術講習会」は、ダム施工の事例等についての最新情報を提供するために開催している。令和７年度は、第３四半期に「第８４回ダム施工技術講習会」を開催する。

3)　建設コンサルタント技術者向けの研修実施の検討

ダムの施工計画等の立案を担う建設コンサルタントの若手技術者を対象に、実際の施工状況、施工上の課題等について理解を深めてもらうための研修を実施すべく具体化に向け検討する。可能な範囲で今年度からの実施を目指す。

３．調査研究事業の実施

調査研究事業として施工技術研究会を開催する。ダム施工技術全般の課題について検討することを目的に、常設の３部会の活動を継続的に実施するとともに、特別部会として「台形ＣＳＧダム検討特別部会」の活動を期限を区切って実施する

また、各部会の活動全体の指導・調整等のため、必要に応じて幹事会を開催する。

第１部会：合理化施工技術及び技術開発、再開発等に関する課題

ダム施工技術の効率化を目指して、「台形ＣＳＧダム施工技術の調査」、「ＲＣＤ工法施工技術の調査」及び「従来工法の研究」について施工技術の習得などに関する必要な調査研究を進める。また、「ダム再生」について、新たに立ち上げたＷＧにより調査検討を行う。

第２部会：施工技術及び行政施策等の対応などに関する課題

ダム建設における「生産性の向上」に向けて、「遠隔臨場技術の導入・活用」に関する調査研究結果のとりまとめを行う。

第３部会：海外ダム工事等への参入に関する問題

引き続き、国土交通省・独立行政法人水資源機構等の関係機関と連携して、海外ダム・水力開発事業への参入に向けた調査・研究を進める。

台形ＣＳＧダム検討特別部会：

台形ＣＳＧダム特有の課題について、現状を整理し、課題解決に向けての方策を検討する。

４．出版物の刊行・情報の発信

1)　「月刊ダム日本」の発行

「月刊ダム日本」は、当協会の機関誌として昭和３０年７月に創刊し、日本や世界のダムの設計、施工技術、水源地域対策などに関する専門的記事を中心に、一般の方々も興味がある内容も含めて、ダムに関連する記事を幅広く掲載してきた。令和７年度も、内容の充実に努め、継続して発行する。

2)　その他の出版物の販売

施工技術研究会等で取りまとめた成果を元に作成した次の書籍を、必要に応じて販売する。

ⅰ.「コンクリートダムの施工」
ⅱ.「フィルダムの施工」
ⅲ.「ダム工事のプレキャスト化施工事例集」
ⅳ.「ダム建設工事における濁水処理」
ⅴ.「ダムと地震」
ⅵ.「コンクリートダムの温度ひび割れの現状と対応」
ⅶ.「ダムの科学と技術」等

3)　「ダム年鑑２０２６」の出版

「ダム年鑑」は、建設･調査中を含め、全国の約２８００のダムの全容や建設参加業者の実績を網羅する日本のダムに関する唯一の包括的資料であり、その内容は高く評価されている。

ダム諸元及び工事の進捗状況､資材の使用状況等の実態を調査･把握し、その調査結果に基づいて関係省庁、関係機関等の協力を得て、年度内にダム年鑑２０２６を出版する。

なお､書籍電子化の流れに鑑み､ダム年鑑の電子化についても検討する。

4)　日本ダム協会ホームページの運営

当協会ホームページの一部であり行政機関、研究機関、ダム愛好家のあいだ等で広く使われているダム便覧について利用者側及び管理者側の使いやすさの改善を継続して行い、令和７年度末に一連の改善を終了させる。

また、当協会ホームページの全体についても発信力を高めるための改善を検討する。

5)　フォトコンテストの実施

一般の方を中心に、ダムにより関心・興味を持っていただくために第23回日本ダム協会写真コンテストを実施し、ダムへの理解及び知識の向上を図る。

6)　ダムマイスター制度の実施

ダム広報をボランティアとして支援してもらうため、ダムの専門家やいわゆるダム愛好家の方々を「ダムマイスター」として任命する制度を、平成２４年度から実施している。現在、第８期(令和6、7年度)として４４名を任命しており、引き続きダムマイスター制度を着実に実施する。

7)　ダム博物館の運営

ダムに対する興味が幅広く一般化してきている現状に鑑み、一般の方々がダムの魅力を知り、ダムの役割などについてより深い知識を得られるよう、「ダム博物館」を継続して適切に運営する。

現在、「ダム博物館本館（ウェブサイト)」を公開し、「写真館」を浦山ダムの「うららぴあ」に、「治水館」を日吉ダムの「インフォギャラリー」に開設している。うららぴあの「写真館」には写真コンテストの最優秀賞、優秀賞作品を額装して展示するほか、「日本百ダム」の写真やテーマを決めて選定した写真を展示している。

日吉ダムの「治水館」には複数台の大型ディスプレイを設置して静止画、動画にて治水に関する情報を分かりやすく提供している。

令和７年度も引き続き、適切な維持・運営に努める。

５．ダム建設功績者の表彰

ダム建設功績者表彰は、ダム建設の促進に貢献された個人･団体に感謝の意を表するため、昭和５６年度に創設したもので、それ以降毎年表彰を実施してきており、現在では次の項目に該当する方々を表彰している。

イ．ダム等の建設促進に著しく功績のあった場合
ロ．ダム等工事の施工上著しく功績のあった場合
ハ．ダム等の周辺環境保全整備に著しく功績のあった場合
ニ．ダム等に関わる上下流交流に著しく功績のあった場合
ホ．ダム等工事の現場専門分野で著しく功績のあった場合

令和７年度は、国土交通省本省、各地方整備局等、各地方自治体、独立行政法人水資源機構及びダム施工会社等の協力のもとに、表彰選考委員会に諮って功績者を決定し、１２月１日に表彰式典を実施する。

６．ダム関係機関、活動への参加・協力

1)　水の週間記念行事への参加

昭和５２年、閣議了解事項として、毎年８月１日が「水の日」と、また、８月１日を起点とする一週間が「水の週間」と定められた。これ以降、関係各省庁、各都道府県、市町村等において、「水」に対する国民の関心を深める啓発運動が積極的に展開されてきており、さらに、「水の日」は、平成２６年成立・施行の水循環基本法においても明記された。

「水の週間実行委員会」は、この運動を推進する民間団体として昭和５３年度に設立されたものであるが、当協会はこの運動の主唱者の立場から、その主たる構成員として、運動の展開に積極的に協力してきている。

令和７年度は、第４９回「水の週間」が実施されるので、これに協力する。

2)　一般社団法人日本大ダム会議への参加・協力

国際大ダム会議（ＩＣＯＬＤ）の日本の窓口である一般社団法人日本大ダム会議に会員として参加しており、引き続き、その事業の企画・実施に協力する。

3)　一般社団法人日本建設業連合会への参加

当協会は一般社団法人日本建設業連合会の会員であり、引き続き、同連合会の事業に参画する。

4)　一般社団法人ダム工学会への協力

ダム工学に関する研究者、行政、民間のダム技術者等を横断的に組織した一般社団法人ダム工学会に賛助会員として参加しており、引き続き、その活動に協力する。